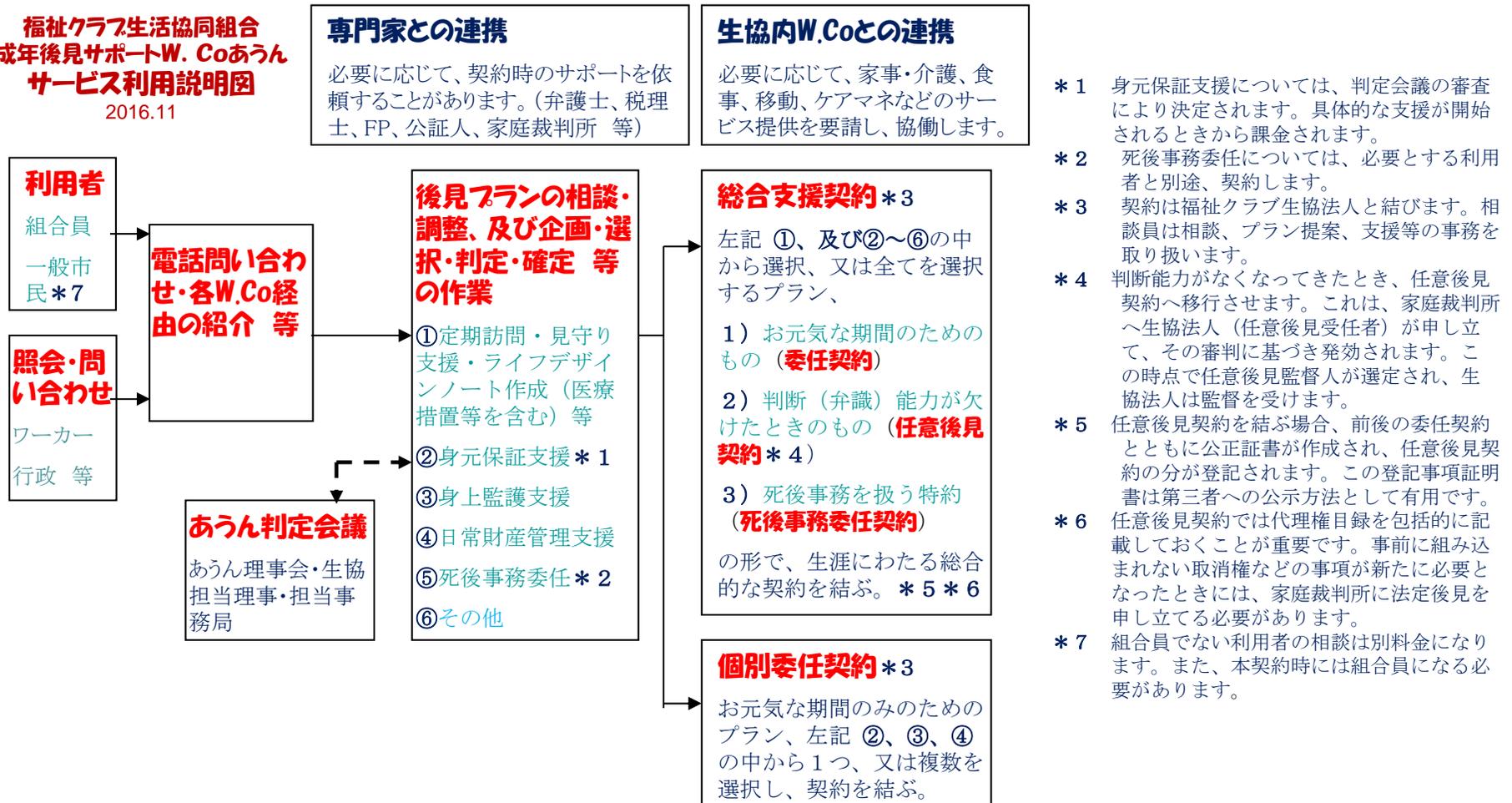


**福祉クラブ生活協同組合
成年後見サポートW.Coあうん
サービス利用説明図**
2016.11



成年後見制度 2000年に介護保険制度とともに設立されました。法定後見と任意後見の2つの制度があります。

法定後見 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力の不十分な方々への財産管理、身上監護などの支援、保護をおこなう制度です。判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」に分かれています。この制度は、家庭裁判所へ申し立て、その審判、判定に従って実施されます。成年後見サポートW.Coあうんでは、2016年9月に受任しました。

任意後見 十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護、財産管理などに関する事務の代理権を与えておく契約を結んでおく制度です。成年後見サポートW.Coあうんの事業では、上記の総合支援契約2)の項で扱われます。